

事 務 連 絡

平成23年12月20日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

平成23年度補正予算（第4号）に伴う対応について

政府は、平成23年12月20日に、我が国を取り巻く環境に、先行き不透明感が広がる状況を踏まえ、国民の安心・安全を確保する観点から、必要性・緊急性の高い追加財政需要に適切に対応するため、平成23年度補正予算（第4号）の概算について閣議決定したところであります。

これに伴う財政措置として別紙のとおり講じることを予定しておりますので、お知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 原

電話 03-5253-5612

(別 紙)

第1 国の補正予算

本日、政府は平成23年度補正予算（第4号）の概算について閣議決定し（別添資料参照）、次期通常国会に提出する予定である。

今回の補正予算においては、歳出面で、災害対策費67億円、生活保護費等負担金等1,339億円、中小企業金融関係経費7,413億円、高齢者医療・子育て・福祉等関係経費4,939億円、環境対応車普及促進対策費3,000億円、国際分担金及び拠出金1,875億円、食と農林漁業の再生に必要な経費1,574億円、地方交付税交付金3,608億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1兆4,227億円の修正減少額を計上している。また、歳入面で、税収1兆1,030億円、税外収入88億円等を追加計上等している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成23年度の補正予算（第3号）による補正後予算に対し、1兆1,118億円増加し、107兆5,105億円となっている。

第2 補正予算に係る財政措置

今回の補正予算においては、国税の増収見込みに伴い地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり財政措置を講じる予定である。

1 地方交付税

今回の補正予算により増額される平成23年度分の地方交付税の額3,608億円（平成23年度国税5税の自然増等に伴うもの）については、その全額を平成24年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じることとしている。

この措置を講じるため、「東日本大震災に対処するための平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出する予定である。

2 追加の財政需要

- (1) 平成23年度補正予算（第4号）により追加される農業生産基盤保全管理等推進整備費等投資的経費に係る地方負担額については、地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%（当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては、原則として当初の算入率）を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、原則として、単位費用により措置することとしている。

なお、詳細については、別途お知らせする予定である。

- (2) 生活保護費等地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（４，７００億円）の一部により対応することとしている。

平成23年度一般会計補正予算(第4号)等について

平成23年12月20日

(単位 億円)

第一 一般会計予算の補正

1 歳出の補正額

(歳出の追加額)

(1) 義務的経費等の追加	1,406
① 災害対策費	67
② 生活保護費等負担金等	1,339
(2) その他の経費	20,331
① 中小企業金融関係経費	7,413
② 高齢者医療・子育て・福祉等関係経費	4,939
③ 環境対応車普及促進対策費	3,000
④ 国際分担金及び拠出金	1,875
⑤ 食と農林漁業の再生に必要な経費	1,574
⑥ その他	1,530
(3) 地方交付税交付金	3,608
計	25,345

(歳出の修正減少額)

既定経費の減額 △ 14,227

合 計 11,118

2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

(1) 租税及印紙収入	12,860
(2) その他の収入	263
(3) 公債金	10,580
計	23,703

(歳入の修正減少額)

(1) 租 税 及 印 紙 収 入	△	1,830
(2) そ の 他 収 入	△	175
(3) 特 例 公 債 金	△	10,580
	△	12,585
合 計		11,118

(備考) 上記の補正により、平成23年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ1,075,105億円となる。

なお、計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

第二 特別会計予算の補正

交付税及び譲与税配付金特別会計、国債整理基金特別会計など7特別会計について、所要の補正を行う。